

昭和五十四年一月二十四日

四日市市議会臨時会会議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和五十四年一月二十四日(水)

午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一号 弾力条項の適用について
- 第四 議案第一号 四日市市総合計画基本構想について
- 第五 議案第二号 工事請負契約の締結について
- 第六 議案第三号 委託契約の締結について
- 第七 議案第四号 市有財産の処分について

議案説明
 議案説明；質疑、
 委員会付託

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(三十九名)

青 天 小 伊 岩
 山 春 井 藤 田
 峯 文 道 信 久
 男 雄 夫 一 雄

○欠席議員（五名）

出高坂 山山山山森増前堀古福平橋野野生
 井橋口 本中路口 山川 市田野本呂崎川
 力正 忠 信安英辰新元香行増平貞平
 兵
 博三次 勝一剛生吉一男衛一史信藏和芳藏

中坪田高高後後小小粉訓喜川金加大大小小宇
 多 治
 村井中木井藤藤林林川霸野口森藤森谷川田
 信妙基 三長寛喜博 也 洋 定多喜四良
 喜
 夫子介勲夫六次夫次茂男等二正男三正郎市

○出席議事説明者

市 長	加 藤 寛 嗣
助 役	三 輪 喜 代 司
助 役	坂 倉 哲 男
収 入 役	平 井 清 三
市長公室長	阿 南 輝 彦
総務部長	斎 藤 久 美
財政部長	伊 藤 治 郎
市民部長	矢 田 三 郎
福祉部長	岩 山 義 弘
産業部長	谷 沢 文 男
環境部長	川 合 一 郎
都市計画部長	美 濃 博 美
建設部長	石 井 三 夫
下水道部長	奥 村 仁 人

松 長 谷 川 良 鐸 一 元

○出席事務局職員

教 育 長	山 鹿 静 夫
次 長	六 田 猶 裕
病院事務長	藪 田 裕
水道事業管理者	村 山 了
技術部長	黒 川 薫
消防長	岡 渡 本 林 衛
事務局長	佐 々 木 晃 精
議事課長	小 坂 大 之 丞
議事係長	板 崎 大 之 丞
主 事	山 口 克 彦
主 事	金 森 伸 夫

午前十時二分開会

○議長（山中忠一君） ただいまから、昭和五十四年一月四日市市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。

会議に先立ち、市長から原油流出事故の再発について発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 本日の会議に先立ちまして、去る一月十九日昭和四日市石油シーバスにおいて、リベリア船籍の大型タンカー「ワールドエンデバー号」が原油荷揚げ作業中に起こりました原油流出事故につきまして、その概要等を報告申し上げます。

このたびの事故は、昨年十一月の事故にかかわる事後処理が完了していないこの時期に再発したものであり、前回の事故の反省のもとに、関係防災機関の間における情報伝達体制及び初動応急体制については一応円滑に行われたのでありますが、なお広域にわたり漁業者等地域住民に多大の不安と被害を及ぼしていることは、まことに遺憾に存ずるところであります。

四日市海上保安部の調査によりますと、この事故は十九日午後一時三十一分ごろ、昭石シーバスにおいて、原油荷揚げ作業中のタンカーから約三キロリットルの原油が流出したものでありまして、事故原因等については関係機関において調査中であります。荷揚げ作業を行うに当たりましては、企業においても前回の事故を教訓としてオイルフェンスの展張、監視体制の強化等事故防止に配慮してははずではありませんが、強風下という悪条件も重なって、船尾の海水取水口から流出した原油が、あらかじめ展張した一次、二次オイルフェンスをあふれ、翌日に至り、本市前面海上から鈴鹿市沖合いのノリ漁場一帯まで拡散するに至ったのであります。

本市といたしましては、「ワールドエンデバー号」原油流出事故対策本部」を設置し、三重県、四日市海上保安部、四日市港管理組合など防災関係機関連携のもとに、関係企業及び地元漁業協同組合とも協議しつつ、ノリ漁場の前面と油の南下する先にオイルフェンスを展開する一方、吸着マットなどによる懸命の油回収作業を実施し、二十一日午前中にはおおむねその処理を完了いたしました。その後、タンカーの船底にはまだ若干の油の付着も見られたので、防災関係機関や漁協等においてその処理並びに警戒に当たったのであります。二十三日午後にはその作業も完了いたしております。

次に、事故の再発防止につきましては、今後シーバス施設の占用、使用管理上のあらゆる点について、この際抜本的に考え直さなければならぬと考えるものであります。したがって、本市といたしましては、去る二十日、昭和四日市石油株式会社に対してまして嚴重に注意するとともに、今後シーバスの使用については、係留船舶の指導をはじめ、万全の防衛体制が講ぜられることが確認されるまでシーバスの使用を見合わせるよう、また補償についても誠意を持って対処するよう厳しく申入れをしたほか、二十二日にはシーバスを所有する他の企業に対しても、漏洩防止、監視体制の総点検など、事故防止に万全を期するよう要請したところであります。このほか四日市港管理組合に対して、シーバス施設の占用許可に当たり安全確保に十分配慮されるよう、また四日市港長に対しても、流出油事故の絶滅を期し関係企業に対する徹底した行政指導を要望したのであります。

当面このような措置を講じたのであります。去る二十一日には、県を中心とする事故対策会議が開かれ、昭和四日市石油社長に対し「責任を持って事故に対処し防災体制を見直すよう」強く叱責したのであります。しかしながら根本的にはシーバスにおける荷揚げ作業中の万全の安全策を確保することが肝要であると考えられるものでありまして、今後は、本市といたしても、関係機関と連携をとりつつ、作業方法、保安点検、監督など安全対策について十分究明していきたく存じます。

以上、今回の事故の概況と対策を申し上げ、報告を終わります。

〔発言を求める者あり〕

○議長（山中忠一君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ただいま市長の方から原油流出事故の報告がございまして、概要的にはそのとおりだと思います。

市長の報告に対しての質問でございますので、簡単に申し上げておきたいと思いますが、前回のときにも市長報告がされて、私が再発防止という問題点あるいは漁業者に対して死活問題にまで至る事故である、こういうことから早期解決を求めたわけでありませうけれど、前回の事故に対してもいまだ交渉が難航しており、漁民にとってみれば死活問題だということから、非常に苦勞をいたしているわけがあります。

また、二カ月もたたないうちに、こういう問題が発生した。これについては完全防災体制、こういうものがとられておつたと、しかしながら起きたと、こういうことでございます。これはやはり絵にかいたもちで、いろんな文書でもって取決めがされておつても、こういう事故が起きてしまえば、監視体制にしても何にも役に立たなかったと、こういうことではないかと思えます。こういう点について行政側の指導をもっともっと厳しく、監視体制をすべきである。こういうことと、特にこの事故に対しまして、市の職員にしても非常に昼夜問わず取り組んでおりました。これについては私も本当に心から敬意を表したいと思えます。

ところで、報告にありましたように、流出油が三キロリットルである、このような報告がされて、この問題についても、前回のときもそうでありましたけれど、当初の報告は少なく報告され、後ほどその倍ぐらいの量が流出したというようななかっこうで報告されます。これにつきましても、三キロリットルの油であればこの程度の防災体制でいいんだというような早合点をし、吸着マットについても、すでに三キロリットルの場合はこの程度の吸着マットあるいはオイルフェンスでよろしい、こういうような判断をしておつたところ、あにはからんや相当量が流れておりました。こういう点についても、やはり監視体制あるいは報告者の誤りである。こういうことが事故を大きくした、こういうことであります。

それから、海上におきまして相当風が強うございました。こういう点につきましても、現在使っておるオイルフェンスを強風のために油が乗り越えた、こういうことでございますけれど、そういうことであるならば、海上のことで、すから当然風の強いのは計算の上で防災体制をしていただかなければいかぬ。こういうことではないかと思えます。

それから、企業の方の監視体制も職員を派遣しておつたと、しかしながら監視がおくれた、こういう点が特に問題点があると思えます。

それから、吸着マット等についても、備蓄をどこに置いてあるのか。こういう点がやはり指摘されてもやむを得ないのではないか。むしろ前夜のうちに明朝早朝から油吸収に出かける、こういうことで三キロリットルならばこの程度のものでよろしい、こういう判断をしたところが、大量の油であったということから、今度吸着マットを早急に取り寄せなければいかぬ。こういうことをお願いしたところ、二時間もたたなければその吸着マットが届かない。こういうことが事故を大きくしていく一つの問題点である。

それから、やはり油の流れというものは風の流れ、潮の流れ、こういうものが防災体制の中でどう検討されたのか。この辺がやはり大きな事故にしているんである、こういうことであります。

それから、二十三日に油の吸収については全体的には完了したという報告でございませうけれど、けさも七十隻の船が出て、タンカーの底周辺については油の吸収を行っております。こういう点がやはり報告の中では簡単に報告されておりますけれど、現状は現場ではまだいまだに、けさも七十隻も船が出て油の吸収に当たっている。こういう現状でございます。こういう点についても、行政側の指導がもっともっと強化されなければ、あるいはこの体制が完全で

なければ、再三こういう問題が起きるんじゃないか。こういうことで、今後行政指導をもっともっと強硬にしていた
きたい。

それから、漁民に対しての補償でありますけど、前回の問題もいまだにまだ解決のめどがついておりません。その
時点でこういう事故が起きていたわけでありまして。こういうことに対して、漁民に対しての生活補償についてはどう
されるのか、こういう点をお伺いしたいと思います。特にノリ漁民にとっては表面の問題を計算すればすぐ出るわけ
でありまして、漁船漁をされておる漁民にとっては春のこうなご漁まで、恐らく前回の流出後魚が非常におらな
いようになった。こういう問題、それから春の漁についても、ここの事件が起きますと恐らく春の漁はだめだろうと、
こういうふうに想定されております。

それから、前回の流出事故のときに残っておる、沈下しておる油の問題がまだ未解決である、こういうこともあり
ますので、そういう点について今後どうされるのか。この点についてお答え願いたいと思います。特に漁民にとつて
みれば死活問題でございますので、ひとつ行政側としていろんな手を打っていただけるようお願い申し上げたいと思
います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 前回の油事故が起きてから七十日ぐらいいかたっていないのに、同じような事故が起きた
ことは私も大変遺憾に思っております。特にシーバースでの荷揚作業中に油漏れが起きるといふことであれば、この
荷揚作業そのものあり方についてももう一遍検討をしなければならぬといふふうに思っておりますのでございまして、
この点については船の中の指導ということになりますと、これは海上保安部ということになるのでございましてけれど
も、荷揚作業全体の責任ということになると、これは私は当然会社側が負うべきであると、かように考えまして、船

のことは船側の責任、法的にはそうだと思うんですが、やはりそれだけでこの問題を逃れるということに一番大きな
原因があるといふふうに思っています。県で行われました関係者の防災会議の席上で強くこの点を主張いたしました、
文書によって確認をするということとで会社に申入れをし、会社の方からそういう回答を先ほど手にしたところでござ
います。

その他事故が起きてから後の防災体制、そういったものについても先ほど指摘のありました防災資器材の備蓄の
問題、それから監視体制あるいは同時に、常時すぐ出動できるような体制を整えておくべきではないかといふような
ことについて、さらには根本的にはこの作業のやり方の手順といふようなことについて、一応私どもは私どもなりに
研究をいたしました、さらにより安全であるといふふうには持っていかなければならない。シーバースの構造の問題も
含めておりますが、そういった点を現在検討中でございます。

さらに、この情報の不正確ということとでございますけれども、当初の発表が三キロリットルと、あるいは五キロリ
ットルといふような発表であって、後でだんだんそれが実際に当たってみると、そんなものじゃないだろうといふよ
うなことになっておるわけでございまして、最初の監視員の把握そのものに不的確さがあつたのではないだろうかと
いふことで、これも知事を中心に行いまして、防災会議で激しくこちら側の意向を会社側等に伝えたのでございま
して、これは異口同音に各行政官庁から出された問題でございます。今後そういうことのないように、われわれとし
てはどういう体制をとっていくかといふことについて、県を中心にしなご話を詰めてまいりたいといふふうに思っ
ております。

さらに、漁民の生活の問題でございますけれども、沿岸漁業は漁船漁業とノリ漁業と両方あるわけでございまして、
ノリ漁業については被害額の算定がきわめて明確に行いやすいと。漁船漁業についてはいろいろな不明確な点もありま
す。そういったようなことを踏まえて、現時点で四日市の漁業協同組合、磯津の漁業協同組合の組合員の方々がご不

満であるということは、私は十分承知をいたしておりますので、私は私なりに今後努力をいたしてまいりたいと思っておりますし、昨日からそういう方向で関係方面に種々折衝をいたしておるところでございますので、いましばらく時間をお貸しいただきたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 福田香史君。

〔福田香史君登壇〕

○福田香史君 ありがとうございます。最後に一つだけお聞きしたいんですが、市長の方からあるいは三重漁連の方から、シーバースの使用については一応中止という、使用中止を求めておりますが、この問題については今後どういふふうな判断をして許可していくか。あるいはこの使用中の期間をどの程度みておられるのか。そういう点についてお伺いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） シーバースを使っている荷揚作業については、県の方から海上保安部に、関係市町村あるいは漁民等の了解が得られるまでは使用してもらっては困るという申入れを、県知事名で海上保安部長にいたしております。私どもは、先ほど安全が確認されるまでということをおっしゃるし、漁連の方も漁民が納得するまではという申入れをされております。これらの申入れがありますので、そう簡単には再開ということにはならないと思っておりますが、十分今後の会社側の出方あるいは技術的な検討等を踏まえた上で結論を出していくべき問題であって、あせってはいけないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 前回の事故の後、市長から十一月議会でご報告がございました中で、今回の事故処理に際して関係防災機関の間における情報伝達体制及び初動応急体制が必ずしも十分でなかったと見受けられるというふうに指摘をされておりますが、今回の事故処理に当たっては、それが具体的にどのよう改善されていたのか、あるいはいなかったのか。この点を明らかにしたいと思います。

先日知事にお会いしました中で、前回企業の油漏れ量の報告とそれから実際とは大部違っていたようだというお話がございました。今回も、いまご指摘もありましたように、三キロどころではないというふうな現場での皆さんの指摘があります。少なくとも事故処理に関しましても、企業の報告や言うことをうのみにして対応していくということに問題がありはしないのか。その辺で日常の、もともとシーバースで作業を行うわけですから、シーバースの現在の管理体制はどうなっているのか。企業だけで処理しているのか。公的機関における管理体制というのは現実はどうなってきたのか。こういう点をもっと具体的に明らかにしていきたいし、そして実際にどういふふうな管理が考えられるのか。構造上の問題もいま指摘がございましたけれども、伊勢湾シーバースの例もございませぬ。あれが万全だとは言いませんが、現在のようなシーバースの構造で避けられない面があるんじゃないか。そうしたものに就いて、どう改善をなさるのか。改善されるとすれば、どういう方向が考えられるのかと、こういう点もやはり明らかにされませぬと、現実がいま四日市では大協石油もシーバースが稼働しているわけです。大協石油においてはそうした問題は無いのかどうか。シーバースの管理体制、そしてそういう一たん事故があった場合に対応するその体制上の問題について、大協石油には全然問題ないのか。いままでどこに問題があったのかと、こういう点を具体的に明らかにしていただきたいと思えます。

それからシーバースの使用は当分認めない、そのことから早速昭石の幹部は操業ストップに追い込まれると、操業ストップということをおっしゃっております。こういうことになりましたと、大変地域経済に与える影響も大きいと思うわ

けです。そのかわりなんかも含めて、一体どういうふうはこの問題を処理なさろうとするのか。地域経済のかかわりも非常に大きいわけですから、この辺も含めてどういう将来方向をお持ちなのかも明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） ただいまのご質問の消防関係について、お答えさせていただきます。

今回の事故が一体どういうことで、どういう点を改善させるのかというようなご質問に受けとめたわけでございますので、そのような点についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

ご案内のように、原則的には今回の事故は、また前回の事故も含めて、これはシーバースが直接の原因にはなっておりません。シーバースに接岸した、あるいは接岸しておいた、あるいはしようとした船が事故を起こしたと、こういうことでございます。そこで法律的に見まして、これは海上の事故と、こういうことになっております。したがって、所管も直接陸上の消防機関ではなくして、一次的に海上機関が負っていくと、こういうことで当面第一義的には保安庁を中心に、それに私どもが協力、支援するという形で海上の措置に当たっておるわけでございます。

私、現在までの調査結果で受けとめております実態は、バラスト水の操作の問題、これは一次の場合も、今回の場合も同様でございます。そういうことから事故は船に水を入れる、バランスをとるための水を出すその過程において発生した、こういうことになります。そこで、この船の中における油を荷揚げする船の安定を保つために水を入れる、また船の傾斜等を考慮して出す、この作業の手順がどうなっておるかということ、事故発生以来この点にポイントを置いて調べておりますが、現在大協のシーバースに接岸する船のやっておること、それから尾鷲にあります東邦石油のシーバースに接岸する船のやっておること、その他昭石新島、三菱、全国六カ所について調べておりますが、

ここらのやり方につきましては、船それぞれ、あるいはシーバースそれぞれやり方が違うようでございます。そこらあたりにポイントを置いて、その他の面にも十分に調査を徹底して、そこらの操作について間違いが起きないように措置を講じてまいりたいと、かように思っておりますが、冒頭にも申し上げましたように、何分海上で行われることでございます。法律的な関係それから管轄権の問題、いろいろな問題がございます。市長から、あるいは県から、あるいは私から関係機関に要望していくこともあろうと思ひますし、また直接会社なり船なりに対して指導し、措置をしていくこともあろうと思ひますが、これは今後の問題として残されていくと思ひます。いまのところその六カ所について調査をして、それぞれ違って、こういうやり方をしておればわりあい間違いが起きないし、こういうやり方をしておれば万全であるし、これが間違いを起こすのかと、ぼうっとしたものが見えてきておるといのが実態でございます。

それから、第二次の災害について防災体制の発動が遅かったんではなからうかと、こういうご懸念があるようでございますが、事情を申し上げてみますと、事故発生とほとんど同時、詳しい時間はいま手元に資料がございませんので申し上げかねますが、ほとんど同時に港災協の活動を発動するというところで、この港災協と申しますのは正確に四日市港災害防止協議会、こういう名前のもので、構成員は会長を四日市海上保安部長がしております。その下に四日市港管理組合の管理者、それから私、もう一名副会長がございまして。メンバーは関連の企業、こういうもので組織しております。災害が発生した場合は直ちに所要の器材、人を出し合せて防止活動に当たる。こういう性格の組織でございますが、これが直ちに動き出しまして、発動とほとんど同時にすべての活動が再開された。こういうことで、第二次の場合は防災活動の立ちおくれというものはなかったように私は考えております。

以上、私どもの関連事項に対するお答えにかえさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 小井議員の冒頭にご質問がございました通報の問題でございますが、本件につきましては市長からの説明の中にございましたように、十三時十四分に事故が起きておりますけれども、その後十四時十六分に海上保安部から通報が来ております。したがって通報は、たゞいま消防長がご答弁申し上げましたように、海上事故でございますので保安部を通じて市なり、消防本部なり管理組合の方へ通報が来ております。それから初動体制に入つたと、こういうことでございます。

それから、シーバースの管理でございますが、これは企業が行っております。それから、構造上の問題で質問がございましたが、いまのようなシーバースとそれから伊勢湾シーバース、固定したシーバースとではいろいろ一長一短があるそうでございまして、たとえば船舶の航行等につきましてああい固定したものをつくったときにどうなるか、それから接岸のときの問題はどうなのか等々いろいろ問題がございますので、これは長期的視野に立って検討を加えておられるのが現実の問題でございます。一長一短がございます。それと同時に、いま消防長が申し上げましたように、シーバースの事故ではございませんもので、シーバースを使用した船における事故であると、こういうことでございますので、シーバースの構造については今後の問題として検討を加えてまいります。

それから、大協のシーバースにつきましても、これも同じように市長からの説明の中にございましたように、注意を発するとともに、管理組合の方からも大協石油に対しましては嚴重に注意を出しております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） シーバースの使用を禁止いたしておりますので、原油が入ってこなくなるであろうというこ

とは想像できませんし、またいつストップをするのかということについては、私は直接聞いておりませんのでよく承知をいたしておりますが、近くとめなければならぬ事態になるであろうということは想定できるわけでございます。ただそれが地域経済に対してどういう影響を与えてくるかということでございますけれども、しばらくは操業ストップという事態が続いてもやむを得ないものというふうに私は考えております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 一つにはシーバースの荷役管理、そしてまた防災体制の責任の問題、あるいは関係機関の協力関係の問題、こうしたものが非常にあいまいになっているところに問題があると思えます。必要な法律改正を国に求める問題を含め、一元的な防災体制とそしてシーバースにおける荷役管理の監督指導、そういう体制ができるように特別の努力をされるべきだというふうに考えます。この点について市長の善処を要望したいというふうに思います。

それから会社側の、船会社か何かは別といたしましても、昭石の原油搬入に対して起こった事故でございます。会社みずからが招いた問題でございます。それが操業ストップで、漁民の皆さんはもとより、そして操業ストップというような事態にでもなれば、昭石に働く人たちの問題、そして地域経済に及ぼす影響の問題、あるいは場合によっては市財政にも影響が及ぶかもわかりません。こういう問題についてあくまで会社の責任ということで、この点についてのマイナス分を当然考えられますが、そのマイナス分を会社側がきちんと償いをする。そのために行政側が強い対応をしていくと、こういうことをぜひ進めるように要望して終わりたいと思います。

○議長（山中忠一君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めますので、よろしくお願いいた

します。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において大谷喜正君及び川口洋二君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日から一月二十五日までの二日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日から一月二十五日までの二日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一号 弾力条項の適用について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三、報告第一号弾力条項の適用についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の報告第一号は、先般開催いたしました昭和五十三年度第七回四日市競輪に

おきまして、車券の売上げが予想を上回りました結果、これに伴う直接経費の予算が不足し、やむを得ず地方自治法第二百十八条第四項に規定する弾力条項を適用して経費の支出を行いましたので、ご報告申し上げるものであります。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第四 議案第一号 四日市市総合計画基本構想について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第四、議案第一号四日市市総合計画基本構想についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第一号は、本市の総合計画基本構想案でありまして、地方自治法第二条第五項の規定により策定するものであります。

今回、改めて基本構想を策定いたしましたこととなりましたのは、昭和四十八年九月にご決議いただきました基本構想は昭和五十五年を目標年次としており、これに対応する現基本計画は本年度で終了いたしますので、新たに五十四年を初年度として五十八年までの第二次五カ年計画を策定するに当たり、基本構想の改定が必要になったものであります。また、現基本構想が策定された当時から見ますと、内外の社会、経済情勢は大きな変動を続けておりますので、こ

の際、本市の将来を展望しつつ現下の時代に即応したものに、現構想の全般にわたって見直す必要が生じたことも、このたびの改定理由の一つであります。

したがって、今回の見直し並びに策定作業に当たりましては、特に市議会をはじめとして、広く市民各層の意向をこれに反映できるよう、本年度の当初から市政懇話会、地区懇談会の開催、市民論文の募集、市政アンケート等を実施する一方、行政内部におきましても、全庁的な策定体制を整えて、鋭意その集約を進めてまいった次第でございます。

新しい基本構想の要点は、現構想の基本理念を継承しながら二十一世紀を展望し、その上でおおむね十年間の市政の目標を設定したもので、これを作成するに際しては、できる限り親しみやすい言葉で表現するよう努めました。特に本市の都市像としては、

- 一、明るい福祉都市「四日市」
- 二、文化を創造する都市「四日市」
- 三、自然と調和する都市「四日市」
- 四、活力ある総合産業都市「四日市」

を想定し、これを達成するための市政運営の基本姿勢として、

- 一、市民参加と広報広聴
- 二、地域社会づくりの推進
- 三、行財政の健全・合理化
- 四、関係機関との協調

を明確にいたしました。また、施策の大綱につきましては、以上の都市像を具体化するための主要な施策の基本的な方向を示したものでありまして、これらにより「緑と太陽のある豊かなまちづくり」を推進しようとするものであります。

なお、お手元に新基本計画(案)の骨子となる部分を要約した資料をお届けしておりますので、ご審議の参考としていただきたいと思います。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山中忠一君) 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。
議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。
暫時休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午前十一時一分再開

○議長(山中忠一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第五 議案第二号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第七 議案第四号 市有財産の処分について

○議長(山中忠一君) 次に、日程第五、議案第二号工事請負契約の締結について、ないし日程第七、議案第四号市有財産の処分についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長(加藤寛嗣君)登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第二号は、雨水一号（富田）幹線管渠布設工事の請負契約締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、金額六億五千万円をもって、名古屋市東区東桜一丁目株式会社大林組名古屋支店に落札決定いたしましたので、同社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第三号は、委託契約の締結案でありまして、新富洲原合同ポンプ場建設工事について、富田、富洲原地区における浸水対策として現在施工中の公共下水道事業と、四日市港管理組合が施行中の海岸整備事業との合併施行による本年度市負担分事業費として、同組合に金額四億八千五百万円をもって事業委託するため契約を締結しようとするものであります。

議案第四号は、市有財産の処分案でありまして、三重県施行の鹿化川激甚災害特別緊急整備事業に伴う事業用地として、市有地を三重県へ売却しようとするもので、土地の位置及び形状はお手元の図に示すとおりであります。

以上が各議案の概要でございます。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第二号の工事請負契約の締結に関連してお尋ねをいたしますが、契約金額六億五千万円という大きな事業でございますが、この事業に大林組が当たるわけですけれども、この大林組のもとで地元業者そして地元市民がどれほどこの事業に働くことができるのか。いま雇用問題というのは大変深刻な事情にございますし、行政の側でも雇用の創出という問題は大変重要な課題だ

と思います。そして一自治体がこの雇用の創出問題に対応するということになりますと、そういういろいろな方法があるわけではないと思います。限定されてこざるを得ないと思いますが、そういう中で、こうした大きな事業を進める場合の地元の中小業者あるいは市民、この人たちがより多くこの事業に参加をしていくと、こういう点は非常に重要な努力の傾けどころだと思っております。こういう点について、この事業でどれだけ地元業者を使い、そしてどれだけ市民を使うかと、こういう点について細目にわたって具体的な協定をすとか、そういう努力をやはり積極的に行うべきだと思うわけです。この点について一体どのような努力が傾けられて、どのような内容になるのか。こういう点を明らかにしていただきたいと思っております。

そして、もしその点が具体化してないようでしたら、改めて大林組などと協定をしていただくようにできないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（奥村仁人君）登壇〕

○下水道部長（奥村仁人君） 工事の請負契約に関連いたしましたご質問でございますが、今回の工事は、地下深くに管渠を埋設するシールド工法の特許工事でございますので、大手専門業者によります入札となったわけでござい

ます。それで、入札前の現場説明の段階で、地元の業者を優先的に使用するということを申し渡してあるわけでございまして、他の工事におきましても、市が指示しましたように地元の業者を使っておりますので、今回の場合地元業者で参加のできる重機の使用関係であるとか、あるいは運搬関係であるとか、人員の提供であるとか、そういう問題につきましては、優先的に地元業者を使うように、従来どおり指示をいたしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 事業の内容が具体的にわかっているわけですから、どういう部門には地元の業者が使える、どれぐらい使える、こういうことも具体的に検討を加えて、そして内容を明らかにして注文をすると、協定をすると、こういう形のものにやはり持っていくべきではないか。こういう点の努力をぜひしていただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。
本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（山中忠一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、一月二十五日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十分散会

昭和五十四年一月二十五日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和五十四年一月二十五日(木) 午前十時開議

- 第一 議案第一号 四日市市総合計画基本構想について……………質疑、討論、議決
- 第二 議案第二号 工事請負契約の締結について……………委員報告、質疑、討論、議決
- 第三 議案第三号 委託契約の締結について……………
- 第四 議案第四号 市有財産の処分について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(三十九名)

青	天	小	伊	岩	宇	小	大
山	春	井	藤	田	田	川	谷
峯	文	道	信	久	良	四	喜
男	雄	夫	一	雄	市	郎	正

○欠席議員(五名)

森	堀	長	高	坂	山	山	山	山	松	增	前	古	福	平	橋	野	野	生	中	出	坪	田	高	高	後	後	小	小	粉	訓	喜	川	金	加	大
	谷				本	中	路	口	島	山	川	市	田	野	本	呂	崎	川	村	井	井	中	木	井	藤	藤	林	林	川	翫	野	口	森	藤	森
安	新	鐸	力	正	忠	信	良	英	辰	元	香	行	增	平	貞	平	信	妙	基	三	長	寬	喜	博	也	洋	定	多							
吉	衛	元	三	次	勝	一	剛	生	一	一	男	一	史	信	藏	和	芳	藏	夫	博	子	介	勲	夫	六	次	夫	次	茂	男	等	二	正	男	三

○出席議事説明者

市長	助役	助役	市長公室長	総務部長	財政部長	市民部長	福祉部長	産業部長	環境部長	都市計画部長	建設部長	下水道部長	教育長	次長
加藤	三輪	坂倉	平井	阿南	伊藤	矢野	岩山	谷沢	川合	美濃部	石井	奥村	山鹿	六田
寛代	喜代	哲三	清彦	輝久	藤久	藤治	三義	弘男	一文	一郎	三美	仁夫	静夫	裕夫

病院事務長

荻田 裕

水道事業管理者

村山 了
黒川 薫

技術部長

渡辺 靖三
岡本 林衛

消防長

○出席事務局職員

事務局長	議事課長	議事係長	主事	主事
佐々木 晃精	小坂 大之丞	板崎 大之丞	山口 克彦	金山 森伸夫

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君） これより、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十五名であります。

本日の議事については、お手元に配布いたしました議事日程第二号により取り進めますので、よろしくお願いいた

します。

日程第一 議案第一号 四日市市総合計画基本構想について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案第一号四日市市総合計画基本構想についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今度の基本構想の策定に当たりましては、市政懇話会等いろいろな手順を踏まれてきたと思いますけれども、議会での審議という点につきましては、大変不十分な形ではないかと思うわけでございます。前回の基本構想のときには、基本構想が提案されて、十数日間にはわたって特別委員会も設置して審議がなされたわけでございます。しかし、今度の場合は、二回の非公式な説明会を通じて議員の意見を聴取するという形で行われました。それだけでございます。しかも、前回の基本構想は、かなり内容的に具体的なものが入ってございました。しかし、今度はきわめて抽象的なもの内容になっているわけでございます。今度の基本構想の中で、市政運営の基本姿勢の中に市民参加ということが取り上げられております。これは大切なことだと思いますけれども、そして同時に、その中で議会制民主主義を基本にしながらということもうたわれておりますが、やはり向こう十年間の市政の方向を定めると、こういう大事な内容の問題であるだけに、この議会制民主主義を本当に尊重するというならば、もっと具体的な内容も諸資料も示しながら議会での審議を十分行う機会というものを保障すべきではなかったのかと、こういうことを考えますし、また市民参加という問題につきましても、とかくあの市政懇話会のメンバーについてはいろいろな意見があったところでございます。本当に市民参加を考えるならば、形式的な型じゃなくてもっとそうした点の配慮をなさ

れるべきであるというふうに思うわけでございます。あえて市民参加の問題について言うならば、この市民参加を具体的に保障していく場はどこか、どういう形で参加するのかということになりますと、自治会とかあるいはいろいろな各種既存の住民団体組織というものが参加してくる、こういうことが多いと思うんですけれども、この点では真にそれぞれの自治会をはじめとするそれぞれの団体が民主的に運営をされると、こういう前提がなければならぬと思うわけです。いまのように自治会等で特定の議員を推薦したり、特定の候補者を推薦したりする、こういうようなことも公然と行われておりますが、こういうようなことも排除し、本当に民主的な運営がなされる、こういう前提で自治会あるいはそのほか諸団体の、市長が考えられる市民参加というものの内容にされていかなければならないと思うんですが、こういう点では特に十分な配慮をなさるのかどうか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、非常に抽象的な内容になっておりますけれども、前回のこの現計画等も対比いたしますと、いろいろな点で後退しているのではないかと思われる部分もあつたわけでございます。たとえば、社会福祉の施策の大綱の中におきまして、前回は心身障害者福祉工場の設置とか、あるいは心身障害者職業訓練所設置促進とか、精薄者児コロニーの設置促進とか、身障者センターの充実、こういう内容が入っております。ところが、今度の構想はもとより、さきに配られました基本計画の施策の概要なり施策の体系を見ましても、こうしたものが入ってきてきません。重度心身障害者対策のいわば施設施策というものの、施設福祉というものの、こういうものが今後の行政の中で欠落していくのではないかと危惧を持つわけです。こうした点についてどのように考えておみえになるのか。それから、そのことは今度の基本構想の中でも自立の援助に努めるという形に単純化されておりますけれども、自立できないそういう重度心身障害者、社会復帰できない重度心身障害児者、こうした問題も大変重要な市政上の課題になっているわけですが、こういう点についてどのように考えておみえになるのかということでございます。この点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、同じくこの心身障害者の問題と関連いたしまして、この早期発見、早期治療というために健康診査というものが非常に大切だと思っております。この基本構想だけでなく基本計画素案、その中における施策の概要、施策の体系等を見ますと、乳児及び三歳児健診の充実、促進、そうしたことは一応触れておりますけれども、この実態が何を指すのかと、こういう点が非常に不明確でございます。と申しますのは、この心身障害児の早期発見という点でそういう乳児、三歳児なんかの健康診査というのは大変重要な役割を持つ、それだけでも足りないの、最近厚生省は五十二年に一歳半児の健診という問題を提起してきて、市町村が実施主体としてやるように国庫補助も不十分ながらつけてやってきております。ところが、こうしたものについて、たとえば遅くとも来年度からは三重郡の町は全部それを実施するのに、四日市市はまだその計画めどすらつかないという。しかも、一方ではその乳児あるいは三歳児、母子保健法に定められたこの健康診査をやっている四日市の保健所というのは非常に不十分な体制で、そしてこれが全面的に行われていない。たとえば三歳児でも五十二年の場合七一〇％超えたそうですけれども、保健年度の場合は、保健所が各市町の主なところへ出向いて健康診査をしたために九〇％超えたそうですけれども、保健所の体制が伴わないために、五十二年の場合は、もうそれを縮小してしまっている。だから、それが下がっている。三カ月健診の場合には、もうわずかに六千人近い対象者の中で八百名ぐらしか簡単な健康診査しか受けてない、こういう状態を考えると、今度の基本構想の柱でもあると思うんですが、市民の健康を守る問題、心身障害者の早期発見というだけにとどまらずに、市民の健康を守り増進をさせていくという点でそうした健康診査なり、それから健康づくりを進める保健予防衛生を進めていく上での体制をきちっと整備する、保健所とのかかわりの中で、四日市市の施策の中でもこの点をはっきりさせるという点が重要な内容になってこなければならぬんですが、基本構想はもとより基本計画の素案の中における施策の概要、施策の体系見ましても、そのような具体的な方向が出てません。一歳半児の健診についてもそういう状態です。前回の基本構想では、保健所の整備、拡充を促進し、積極的な衛生活動

を推進するために保健センターの設置に努めると、こういうことも具体的に基本構想の中に出てたわけですが、今度は外されているわけです。それから、そのほかに老人福祉の面を見ましても、あるいは児童福祉の面を見ましても、国民健康保健という問題についてのところを見ましても、先ほども申し上げましたように基本構想の柱的な存在である市民の健康を守る健康づくりの問題というのは、そういう老人や児童、心身障害者の面でも言及をしておるわけですが、具体的なといいますか、基本的なといいますか、そういう体制の問題では市民の自立的な参加を求めるという、あるいはそのための健康増進組織づくりを進めるとかいうようなことは出てますけれども、肝心の行政側の責任の体制といえますか、それをどのようにしていくのかと、こういう点では明らかでございません。前回の基本構想よりも後退している部分すらあると、こういう点について一言言葉の上では健康な市民、健康という問題を柱において重視していくかのように見えますけれども、内容的にそういう点で伴っていないんじゃないかという危惧を持つわけです。こうした点についてどのようなお考えをお持ちであるか明らかにしていただきたいと思っております。また、あわせて一歳半児の体制の問題についても、健康診査体制の問題についても、お答えを願えればありがたいと思っております。それから、老人福祉の関係でございますけれども、老人福祉センターを地域ブロック的な配置を考えることを、この基本構想では内容にしておみえになるようですけれども、老人福祉センター、健康づくりやら、いろんな老人の生きがいの相談やら、生きがいの問題や、いろんなことを含めて活動をしていく、そして老人の身近なところでやっていく、それから老人の憩いの家は地区市民センターなどに設けていく、こういうばらばらのことではなくて、身近なところで、少なくとも行政単位で地区市民センターと有機的に連携をした、そういう老人福祉センター、総合的な内容を持つ福祉センターとして位置づけされていくべきではないかと思うんですが、基本構想と、そして基本計画案を見ますと、この点が私たちの考える内容と大いに違うのではないか、実態にもそして必要な機能から見ても十分なものではないかと、こういう点について危惧を持つものですが、地区市民センターと有機的につながっ

た、そして老人の身近なところでの総合的な内容での老人福祉センターという内容に基本計画の策定の段階で改めて検討をいただくことができないものかどうか、こういう点をお伺いしたいと思います。

それから、先般来から問題になっております高齢者事業団、就労機会を保障するということが出てますけれども、基本計画の素案、その他を見ましても高齢者事業団の設立、これはすでに議会の請願、採択もなされていることですが、けれども、この高齢者事業団の設立、こういう問題が具体的でございませぬ。あるいはまた、大企業の中高齢者の雇用問題をめぐる問題についてもこの大企業が不当にこれを締め出しているという点、法令上の規定すら守らない、これを締め出している点について大企業への規制、そして高齢者の雇用確保、こういう点が大企業の規制問題とかかわってどう具体的に保障していくのかという点では、ほとんど具体的なものが見出しえない、こういう点でもう基本構想できれいにうたうだけでなくて、基本計画策定の段階の中で具体的に考慮していただけるのかどうか、こういう点もお伺いしたいと思います。

それから、母子家庭については、資金貸付制度等を充実して生活の安定の促進に努めるなどございますが、母子家庭は言うに及ばず、低所得者、さらに一部高所得者、有資産者を除いた多くの勤労市民にとりまして生活の安定と向上を図る上で、必要なときに低利で長期に安全な資金の融資が受けられるようにするということは、きわめて大切な問題だと思っております。しかも、その内容の面でも直接的に生活資金だけでなく、医療とか教育、住宅、生業などの総合的なものにする必要があると思っております。しかし、基本構想では、母子家庭について既存の資金貸付制度の充実を挙げているだけです、基本計画素案でも低所得者の福祉の中で既存の不十分なものでしかない世帯更生資金等の制度融資の活用を図るということを挙げておるにとどまっています。いままでは、せめて同和関係の資金融資制度を敷衍して、高所得者を除く勤労市民の生活福祉総合融資制度を設けるように主張してきたところですけれども、今次の総合計画においてもそうしたことは取り入れられるべきではないか、しかもこれを個々のばらば

らにやるのではなくて総合的なものにして体系づけて、そうした市民の生活安定、福祉向上、そして不測の事態に対しても安心して生活できると、こういう体制を現制度に補完するものとして整理すべきではないか、こういう点を基本計画の作成の段階でもお考えいただけるのかどうか、こういう点をお伺いしたいと思います。

それから、勤労者福祉の面におきましてもすべての勤労者がその能力を生かし、安全で快適に働けるよう勤労者のための云々でございますが、今日あるいはこれから当分、少なくともここ数年、この雇用の問題というのは大変重要な問題だと思うわけです。基本計画見ましても、労働力の確保と定着などということは入ってますけれども、雇用の確保という点でどうするのかという方向づけというものは何にも出てません。今日、大企業がもうけ本位で減量経営などの不当な人減らしを行っているわけですけれども、こうしたものを規制して、そして雇用をふやさせること、先ほどもちょっと触れましたけれども、中高年齢者あるいは心身障害者の雇用についても、少なくとも法規制上の措置を守らせる、こういう点を具体的にこの基本構想の中では触れられないとするならば、基本計画の中で具体的に方向づけをしていただく必要があるのではないかということをお伺いいたします。

それから、公害の防止あるいは工業の問題でございますけれども、たとえば前回は、新設、増設企業に対しては事前チェックをはっきり行うということが基本構想の中にうたわれております。しかし、今度はそういう点が基本構想の中に入ってます。やはり公害の防止という点からも工業の本来に環境も重視した、そして市民の快適な生活も保障するということを前提にした工業振興、発展を進めるといふならば、こうした環境の事前評価、そうしたものに付いても明確に、少なくとも基本構想それ自身の中に位置づけてなされるべきではないか、こういう点を考えるわけですから、この基本構想の修正ということが成り得ないならば、基本計画の中でそういう点を具体的に提起をして、そして本来に従来のあの産業優先の轍を踏まないようにしていただくと、公害防止についての基本構想の部分見ましても、できたものの監視という点、こういう点に力点が置かれますけれども、私の申し上げる点を配慮していただ

けるのかどうか明らかにしていただきたいと思ひます。

そのほか幾つかの問題がございますけれども、時間の制約もございますのであと二、三にとどめたいと思ひますが、教育、文化の向上のところで現計画では自然科学博物館を設置することになってますけれども、今度の基本構想の中ではそうしたものが入ってません。そういう方向づけになってません。こうしたことはあきらめることになるのかどうか、実際に計画に外していくことになるのかどうか、こういう点を明らかにしていただきたいと思ひます。

それから、今度の基本構想の全体を見ましても行財政の健全合理化、そのほかの老人あるいは身障児童、この点での部門、それから教育の関係、保健衛生の関係見ましても、従来の基本構想計画の中で市民負担の軽減という問題がございますけれども、今度はそれが外されてきておりますし、広報等を見ましても市民参加は即市民負担なんだと、こういうこともあえてタイトルで出ているような面もございます。今度の基本構想を見ますと、そういう市民負担の増大ということを当然の前提にしたかのような印象を受けるわけですけれども、そうしたことについてのお考え方を伺っておきたいと思ひます。

そして最後に、この基本構想の文面そのものについていろいろ不十分な面もございますし、不安な面もございます。私ども、つけ足したいと考える点もございますが、そのことが具体的に保障されない中で今日の提案されている文面そのものについては、私どももあえて反対をいたしません、そうしたいま幾つか指摘しましたような問題等も含めましていろいろな不十分さや疑念、こういうものがございます。したがって、基本計画の策定の段階、実施計画の策定の段階で、より充実した内容のものにしていただきたいというふうに考えるわけでございます。特に基本計画の策定については改めて、それこそ議会制民主主義を尊重するならば、議会で大方の方向についてさらに内容的に突っ込んだ審議ができる、こういう場を保障していただくべきではないか、この点を市長に特に要請し、市長のこの基本計画の策定についての議会とのかかわりの問題についてのお考えを伺っておきたいと思ひます。

最初にも申し上げましたように、前基本構想は非常に具体的なものでした。今度は非常に抽象的なものです。そういう内容を持っていないという点を十分配慮して、基本計画の策定の問題についての十分な議会審議を保障されるように配慮していただきたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまのご質問、なかなかお答えしにくいご質問でございますが、一応私の考えていることを簡単に申し上げたいと思ひます。

市民参加、議会制民主主義、これは言葉で言いますと非常に簡単でございますが、実際は市民参加というものをどう具体化していくかということについては、今日まだまだ試行錯誤の段階であるというふうに私は考えております。したがって、今回の基本構想を策定するに当たりました市民参加の形式もいろいろとご批判があるかというふうに思ひますが、しかし前回の作成のときよりも一歩進めたもんだというふうに私は考えております。より一層この市民参加の実態がよくなりますように今後に向けて努力をいたしてまいりたい、かように考えております。なお、議会制民主主義と市民参加との問題でございますけれども、やはり大綱について最終的な議決機関というものは議会でございますので、議会でいろいろご議論がなされましたことは、できるだけこの構想の中に盛り込んでいくという姿勢を取っておるつもりでございますのでご了解をいただきたい、こういうふうに思ひます。

それから、その他出されました問題は、基本計画あるいは実施計画の段階で論議をされるべきものだというふうに考えておりました、この点につきまして私どもも十分皆さん方のご意見を伺いながら先へ進めてまいりたい、かように考えております。以上でございます。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君　そうしますと、市長がいま最後におっしゃった基本計画の策定の段階におきましても、議会の審議の場を保障するということと理解してよろしいですか、そのように理解してよろしいんですか。ここで市長がみずから素案持って提起して、審議の参考にしてほしいということのみずからここで提起しながら、それに沿って構想の是非を判断する上でも、その中身が実際的にどんなところを考えているのかを、私はいろいろ現構想とも引き比べながらいろいろと心配を提起したわけです。したがって、今度の基本構想が非常に抽象的なものであるだけに、基本計画の策定段階でも審議会で具体的に論議をする場を保障する、こういうことを明確にお約束をいただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君）　市長公室長。

〔市長公室長（阿南輝彦君）登壇〕

○市長公室長（阿南輝彦君）　議会にかけてご審議をいただくのは基本構想ということになっております。しかし、基本計画につきましては、作成の従来までの過程の中で再々申し上げておりますように、議会のご意見等を十分に拝聴して組み立ててきてまいっておりますけれども、当然議会の皆さん方に基本計画の内容をごらんいただいて、ご意見を伺う機会は今後十分あると、つくりたいと考えております。

○議長（山中忠一君）　訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君　さきの説明会でわれわれが要望いたしました地域社会づくりについてを市政運営の基本姿勢の中に取り入れられましたということは、喜ばしいことでございますし、そういう意味におきまして今回の基本構想の目玉がきちんと握えられたということを評価いたし、全体に賛成の立場でございましたが、若干、基本計画の素案を見たときに少し問題もあろうかと思えますので、質問並びに要望をさせていただきますと思います。

地方自治法二条五項ということで基本構想ができた、その精神がもう少し生かされてしかるべきではないかと、まして地域社会づくりということについて基本姿勢にぼい一つ挙げられましたけれども、施策の大綱その他ずっとその思想を考え、心が通ってないという感じがするわけでございます。そこで、単なる行政事務の羅列といったようなこういう形でなくて、本来はもうすでに四センターが発足をして一年きているわけですから、それを踏まえて地域社会づくりについても少し具体的に触れられる、いうことでもよかったのではないかと気がするわけでございます。

まず行政の対応でございますが、地域社会づくりの推進の中で住民と行政が一体となった地域社会づくりの推進に努めますと、こうあるわけですが、具体的に行政がどう対応していくのかということをもう少し明らかにしてほしかったと思うわけでございます。たとえば、社会教育におきまして、地域でそれを受ける窓口がないわけでございますし、あるいは福祉におきましても、市民センターでどのようにして行政が受けるのかという、そういったことなどが現状もはっきりしてませんし、これからの構想の中にも出てないわけでございます。先ほど小井議員が言っております保健の問題におきましてもそのようでございます。それらを地区市民センターにおいてどのような行政の組織で、どのような窓口で、どう受けるかといったようなことを再々私も申し上げておりましたが、それがまだできていないので、行政の対応についてももう少し具体的に進めていかれるよう、一つは大事な社会教育、つまり公民館主事の配置といったようなことなど、あるいは福祉におきましては地区社協をすでにつくっている組織があるわけですが、それは一体だれが対応受けるのかといったようなことを早急に進められるのかどうか、その辺もひとつお聞きしておきたいと思えます。

それから、協力体制については、住民と行政が一体となった地域社会づくりの推進に努めるというが、行政が非常に抽象的ですが、どのようにして住民が参加し、住民が地域社会づくりに立ち上がって運動を進めていく場合

に行政がどの程度協力をしてくれるのか、そういったことを非常に抽象的でありませんが、お聞きをしておきたいと思
います。

それから施設的には、地域集会場というものがないところもありますが、これの活用を地域社会づくりではどのよ
うにして活用するのか、老人憩いの家とか、あるいは児童館の活用なんていうことが計画の中に出ておりますが、そ
ういふものの整備についてどう考えておられるのか。

それからもう一つは、住民が参加する場合に住民組織、自治会を中心とする各種組織がございますが、この組織を
どのようにして進めていくか、先ほどの地区推薦の議員ということが非常に諸悪の根源みたいな言い方をしております
したけれども、あれは、あの政党の方が多数取ったときには必ずそうなるのに決まっておるわけでございます。いま
少数だから地区推薦議員というのは邪魔になるような言われ方をするわけでございますが、これは地区住民組織が悪
いんじゃないかと、住民組織が民主的な住民組織の運営ができるようになればいいわけでございますから、その地域、
地域によって住民組織の民主的な運営ができるようにするにはどうしたらいいかを考えていけばいいわけであると
思います。一番初め申し上げました総合的に、つまり中央集権、中央でやって地方がいつも被害を受けていると、
逆に言えば、この地域社会づくりをすれば市民が大変便利で得をして、それこそ豊かな暮らしができるという、そう
いうことを踏まえて地区社会づくりというものは考えられるべきであります。そういったことについてがまだ全体
に各施策の大綱を見て出てないので、その辺はひよっとしたらもうちょっとたくさん手続を踏んで基本構想を策定
せられ、あるいは部長会議などもぜひぶんやられたと思います。もっとやっぱりいまの形では出張所長の権限を強
化して、出張所長の会議をやれば、これはもう出てきたのではないかと、そういう意味で出張所長の権限あるいは出
張所の権限を強化していくことが必要であると思います。そういったこともお聞きをしておきたいと思いま
す、将来の運営についてで。

これは少し前に上りますが、水沢中学校の跡地について、水沢地域の人たちが先祖代々苦勞してきてつくってきた
お茶、それから万古焼の人たちが先祖代々苦勞してきてつくり上げた陶芸、そういったものが四日市の本当の産業で
ありますから、水沢の中学校の跡地にそういった総合的なセンターをつくったらどうですかということを再三申し上
げたんですが、やはり施策の大綱を見ましても、それは一つの産業としか取り上げられておらないわけです。それは、
四日市の市民の文化でありますし、芸術であるわけですが、それがそういう形で幾ら提案しても、それはいいことだ
と理事者の方が思われても、どうしても施策にのってこなかったのは、そういった総合的な考え方ではなくて、単
なる産業として取り上げられておった縦割りの行政でしか考えられなかった結果であろうと思うわけです。そういった
ことなど、質問と要望とを申し上げますが、今後の地域社会づくりをやっていく運営について市長のご所見を承
ておきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地域社会づくりというのは、行政を進めていく上での基本的な事項であろうというふう
に思っています。基本構想の中にはっきりさせてきたわけでございますけれども、いまご指摘のありましたような点につ
いて、今日の地区市民センターの実態、あるいは試行的に実施をいたしました四つのモデルケース等の反省の上にな
って、いま地区問題をどうするかということについて種々内部的に協議を進めている段階でございます。したがいま
して、いま貴重なご意見をいただきましたので、こういったご意見ができるだけ反映できるように今後努力をしてま
いりたいと、かように考えております。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二 議案第二号 工事請負契約の締結について、ないし

日程第四 議案第四号 市有財産の処分について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第二号工事請負契約の締結について、ないし日程第四、議案第四号市有財産の処分についての三件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

野崎貞芳君。

〔総務委員長（野崎貞芳君）登壇〕

○総務委員長（野崎貞芳君） ただいま議題となっております議案のうち、総務委員会に付託されました議案第二号工事請負契約の締結について、及び議案第四号市有財産の処分についての二議案につきまして、委員会の審査の経過

と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第二号工事請負契約の締結についてであります。本件は、富田地内における公共下水道事業に係る請負契約の締結案であります。当委員会においては、入札参加業者が大手企業であること、契約金額が多額であること、特に現下の社会経済情勢を勘案して、業者の選定方法及び地元業者の下請について慎重な論議がなされたのであります。理事者からは、本件は特殊工事であるため地元業者では対応しがたいと判断し、大手業者を指名した。また下請については、可能な限り地元業者を優先させるよう努力したい。また、地元業者及び地元営業所等を有する業者のみに指名を限定することについては、工事内容により処理できない場合が考えられるとの説明がありました。当委員会といたしましては、公共事業、特に大規模公共事業等の発注に当たっては、地域経済への還元等について十分な配慮と措置を今後明確化するよう強く要望いたしましたのであります。また、昨年、下水道事業の工事中、工事現場の周辺住民が大変な被害を受けた前例があり、二度とかかることのないよう十分に調査を行い、本工事の推進には万全を期されたいとの意見がありました。なお、予算額と契約金額との間に大きな差額が生じたことは、本工事の工法が特殊なため全国的に前例が少なく、その予測が困難であったため、当初計画との間に差異が生じたものであり、工事進捗状況に応じて債務負担行為の金額を減額する予定であるとの説明がありました。

次に、議案第四号市有財産の処分についてであります。

本件は、昭和四十九年の災害の際大きな被害を受けた鹿化川を激甚災害特別緊急事業として拡幅等改修するため、中央緑地公園の敷地の一部を施行主である三重県に売却するものであります。当委員会は、本市の治水上、当事業が欠くことのできない重要なものであるため、本財産処分案をやむを得ないものと認めたのであります。なお、理事者からは、この処分の代替地として隣接する場所において用地を獲得するため現在折衝中であるが、処分面積と同面積にならないことやむを得ないと考えているとの説明がありました。当委員会はこれが代替地の確保に当たっては、

単に等価面積にとどまることなく利用効果を高めるよう最善をつくされることを強く要望いたしましたのであります。以上の経過により、当委員会に付託されました二議案については、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもって総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

増山英一君。

〔建設委員長（増山英一君）登壇〕

○建設委員長（増山英一君） ただいま議題となっております議案のうち、当委員会に付託されました議案第三号委託契約の締結について、当委員会の審査の経過と結果をご報告いたします。

本件は、四日市港管理組合と合併施行する新富洲原合同ポンプ場の築造について、本年度市費負担分の事業の委託契約を締結しようとするもので、本年度はポンプ場の南側の仮締め切りに使用する鋼管矢板を購入しようとするもので、別段異議なく承認いたしました次第であります。

はなはだ簡単ではありますが、これをもちまして建設委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 以上で委員長の報告は、終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより、直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

閉会

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（山中忠一君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十四年一月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。

午前十時五十三分開会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山中 忠一

署名議員

大谷 喜正

署名議員

川口 洋二